

職域追加接種の開始に向けた留意事項等について

企業等向け説明会

令和4年2月9日

厚生労働省 健康局 健康課 予防接種室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 追加接種の前倒し
2. 接種予定人数の緩和
3. 財政支援の拡充
4. 計画登録状況
5. ワクチン・冷凍庫の配送について
6. 接種券の取り扱いについて
7. その他（接種実績の登録等について）

職域追加接種の前倒しのポイント

見直し内容の概要

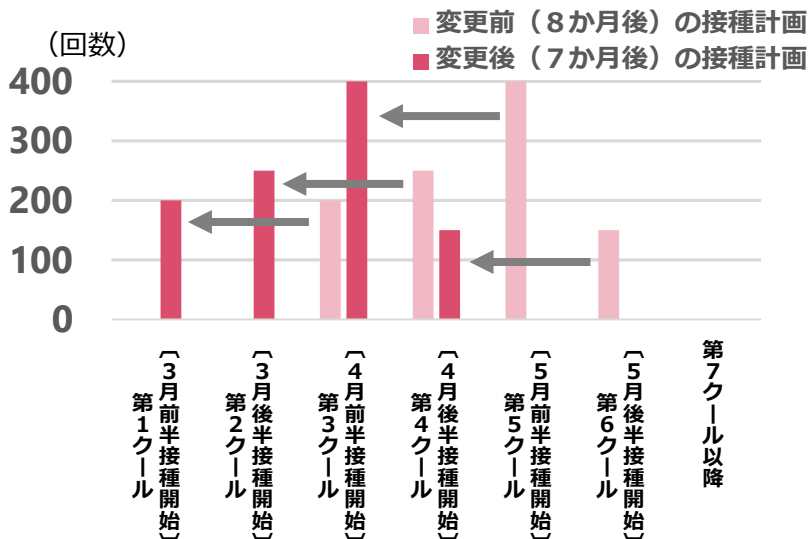
- これまで、職域追加接種の対象者は「2回目接種の完了から**原則8か月以上経過した者**」としてきた。
- 今般、オミクロン株の感染拡大が懸念される中で、昨年末に追加購入した武田/モデルナ社ワクチンも活用することで、**職域追加接種の接種対象者の接種間隔を1か月前倒し**、「2回目接種の完了から**7か月以上経過した者**」(*)とする。

(※) 接種計画に基づき配送されたワクチンの範囲内において、予約キャンセル等による未使用ワクチンも活用して、2回目接種完了から6か月以上7か月未満の間隔の接種対象者も接種可能

職域追加接種の前倒しに伴う必要な対応と留意事項

(1) 1か月前倒し接種（2回目接種から7か月後）を前提とした接種計画を立てること

〔各会場の接種計画*の見直しイメージ（例）〕



(2) 1か月前倒し接種を可能とする職域接種体制の確保

接種計画の最速の接種開始時期：2月28日週（第1クール）

運用による最速の接種開始時期：2月21日週*に
ワクチンが届き次第、
接種を可能とする。

<参考>

2021年6月21日週から職域接種が本格始動（1回目）

2021年7月19日週以降が職域での2回目接種の開始時期

1か月前倒し後（7か月後）

2022年2月21日週以降が職域での3回目接種の開始時期

*第1クール（3月前半接種開始分）に必要なワクチンは2/21週から配送される予定ですので、最速でワクチンが必要な場合は第1クールに計画を入力ください。

職域追加接種の接種対象者に関するご質問（QA）

Q1. 職域接種会場において、その他の一般の者の取扱いとして自治体にも示されているように、初回接種の完了から6か月以上7か月未満の間隔での追加接種の実施も可能なのか。

- ・ 職域接種会場においては、初回接種の完了から7か月の間隔を前提とした接種計画に基づいて配送されたワクチン量の範囲内において、予約キャンセル等により配送されたワクチンに余剰が発生した場合、当該職域の接種対象者の中で前倒しを行い、初回接種の完了から6か月以上7か月未満の間隔での追加接種を実施した場合でも、予防接種法上の予防接種として認めることとします。

Q2. 職域接種会場で高齢者を接種する場合は、初回接種完了から6か月以上経過した後で接種してよいのか。

- ・ 高齢者に関しては、全ての高齢者に対して、3月以降、初回接種の完了から6か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めることとされたところです。
- ・ このため、高齢者については、最速でも2月下旬以降の追加接種開始となる職域接種会場の設置を待つのではなく、接種体制の整っている自治体接種会場において、追加接種が可能となる時点での速やかな接種を、職域接種会場等からご本人に勧めていただきたいと思います。
- ・ それでもなお、高齢者ご本人が職域接種会場での追加接種を希望される場合には、当該高齢者に対し初回接種の完了から6か月以上経過した後で追加接種を実施することについては、妨げるものではありません。

【1月31日付け事務連絡】 追加接種の速やかな実施について（その2）

- 1月13日に示した事務連絡（※）の運用について、留意すべき事項を整理。

「追加接種の速やかな実施について（その2）」（令和4年1月31日付予防接種室事務連絡）

（※）「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について（その2）」（令和4年1月13日付予防接種室事務連絡）
「追加接種の速やかな実施について」（令和4年1月13日付予防接種室事務連絡）

1月事務連絡①の2においては、市町村は、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、初回接種の完了から7か月以上経過している、その他の一般の者（以下「一般対象者」という。）に対して、令和4年3月を待たず、追加接種を実施することを検討するようお知らせしている。また、1月事務連絡②の3. においては、**ワクチンの量や接種体制等に余力がある場合、ワクチンの有効活用等の観点から最大限活用して、初回接種から7か月以上が経過した者に次いで、初回接種から6か月以上が経過した者にできるだけ多く接種を進める**ようお知らせしている。

今般、追加接種の予約に比較的余裕のある自治体もあると伺っていることから、**予約枠に空きがあれば、これらの事務連絡の運用として、現に高齢者に対する接種が行われている場合においても、6か月の接種間隔が空いたならば、一般対象者についても追加接種の前倒しを行っていただきたい。**この場合、初回接種から6か月以上が経過した者が、こうした運用の対象として可能な限り速やかに接種を受けることができるよう、**接種券の送付を早期に行うこと。**

また、こうした接種間隔を短縮した一般対象者への追加接種を進めるに当たっては、一部自治体の取組例（別添）も必要に応じて参考にしつつ、自治体の判断により、地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等について優先的に接種を行うことも検討されたい。

事務連絡①：「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について（その2）」（令和4年1月13日付予防接種室事務連絡）

事務連絡②：「追加接種の速やかな実施について」（令和4年1月13日付予防接種室事務連絡）

職域追加接種の接種間隔に関するご質問（QA）

Q3. Q1において、職域接種会場において、初回接種の完了から6か月以上7か月未満の間隔での追加接種が可能な場合として、「予約キャンセル等により配送されたワクチンに余剰が生じた場合」とあるが、具体的にどのような場合が該当するのか。

- ▶ 「予約キャンセル等により配送されたワクチンに余剰が発生した場合」とは、予約キャンセル以外に、例えば、
 - ① 接種計画については、初回接種の完了から7か月の間隔を前提として、1バイアル15回換算でワクチン量を登録いただくこととしておりますが、武田/モデルナ社ワクチン1バイアルには、追加接種の用量（1回0.25mL）として20回接種分の薬液が充填されており、丁寧に採取することで20回採取することが可能であるため、**接種段階において、1バイアルから15回を超えて接種する分は該当することや、**
 - ② 令和4年1月31日付け事務連絡「追加接種の速やかな実施について（その2）」の取扱い（※）に倣い、職域接種会場において、「現に7か月経過後の対象者に対する接種が行われている場合でも、予約枠に空きがあれば、6か月の接種間隔が空いたならば、当該者についても追加接種の前倒しを行うことが可能」となりますので、こうした「**予約枠に空きがある場合**」は該当します。

（※）自治体に対しては、以下のとおり示されています。

「予約枠に空きがあれば、これらの事務連絡の運用として、現に高齢者に対する接種が行われている場合においても、6か月の接種間隔が空いたならば、一般対象者についても追加接種の前倒しを行っていただきたい。この場合、初回接種から6か月以上が経過した者が、こうした運用の対象として可能な限り速やかに接種を受けることができるよう、接種券の送付を早期に行うこと。」

○(自民) 谷公一委員

2月までに新型コロナワクチンの3回目の接種を行う対象者約3,800万人のうち、現時点で接種が終わっているのは約600万人です。2月中に接種を終えるためには、**1日100万回**接種しないと達成できません。

まさに2月が、**厚生労働大臣の言われるまさに正念場であり、勝負の月**であろうかと思えます。

しっかりした目標を設定して接種を進めるべきではないかと思いますが、岸田総理の決意をお尋ねしたいと思えます。

○岸田内閣総理大臣

感染力の強いオミクロン株への対応に当たっては、御指摘のように、ワクチンの3回目の接種、発症予防という点からも、また重症化予防の点からも要になるものであると認識をいたします。

2月からは一般高齢者の前倒し接種が本格化しており、**国、自治体、企業挙げて、2月のできるだけ早期に1日100万回までペースアップすることを目指して、取組を強化**してまいりたいと思えます。

その実現に向け、先ほど、関係大臣に対し、自治体に計画的配付したワクチンをフル活用して、最大限の前倒しが進むよう、改めて各自治体へ協力を呼びかけること、また、**今月半ばには職域接種が開始**されます。

この**職域接種を積極的に活用いただくよう各企業に働きかける**こと、また、教職員や保育士、警察官、消防職員など、エッセンシャルワーカーへの接種を地域において積極的に進めていただくようお願いすること、こうした点につきまして、**関係大臣に指示**を出したところであります。

岸田政権としましても、明確な目標を掲げ、政府一丸となって**1日も早く希望する方々への接種を進めていきたい**と考えております。

2

1. 追加接種の前倒し
- 2. 接種予定人数の緩和**
3. 財政支援の拡充
4. 計画登録状況
5. ワクチン・冷凍庫の配送について
6. 接種券の取り扱いについて
7. その他（接種実績の登録等について）

ひと、くらし、みらいのために



職域追加接種の実施申込状況

令和4年2月7日15時時点

○ 令和3年12月13日より、対象企業・大学等（※）からの実施申込みの受付を開始。

（※） 1・2回目接種を実施した企業・大学等（職域接種会場数は4,044会場）

○ 直近の申込み件数（会場数）は以下のとおり。

	R3 12/13(月) 17時時点	R3 12/20(月) 15時時点	R3 12/27(月) 15時時点	R4 1/11(火) 15時時点	R4 1/17(月) 15時時点	R4 1/24(月) 15時時点	R4 1/31(月) 15時時点	R4 2/7(月) 15時時点
職域追加接種の実施 申込み会場数（累計）	809件	1,675件	1,900件	2,065件	2,265件	2,424件	2,575件	2,658件
実施主体別（内訳）	809件	1,675件	1,900件	2,065件	2,265件	2,424件	2,575件	2,658件
企業等	764件	1,540件	1,749件	1,894件	2,075件	2,219件	2,358件	2,429件
大学	45件	135件	151件	171件	190件	205件	217件	229件
（参考）初回接種実施 会場数	4,044件	4,044件	4,044件	4,044件	4,044件	4,044件	4,044件	4,044件

※ 初回接種実施の4,044会場の実施主体別内訳は、企業等3,537会場、大学507会場。

※ 申込み受付から原則3営業日以内に、企業・大学等に対し、申込み内容の確認結果をメールにて通知予定。

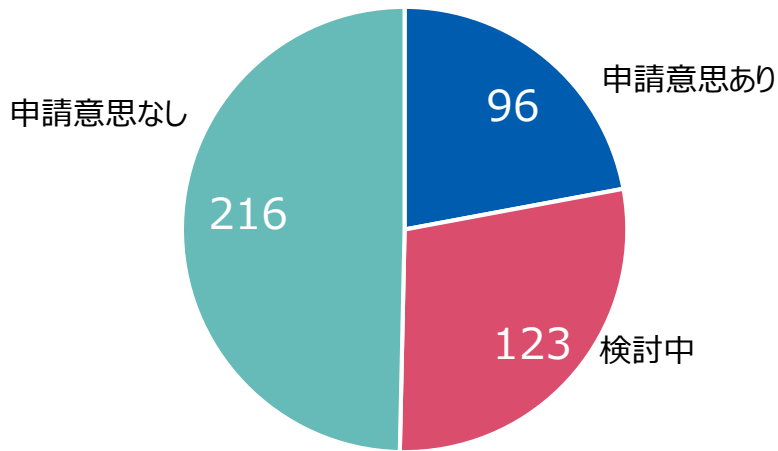
※ 確認結果の通知では、一部、申込み内容の不備等により、再申込みを依頼するものがある。

（令和4年2月7日(月)までに申込みのあった2,658件中、2,575件が確認完了、60件が確認中、23件が差戻し中）

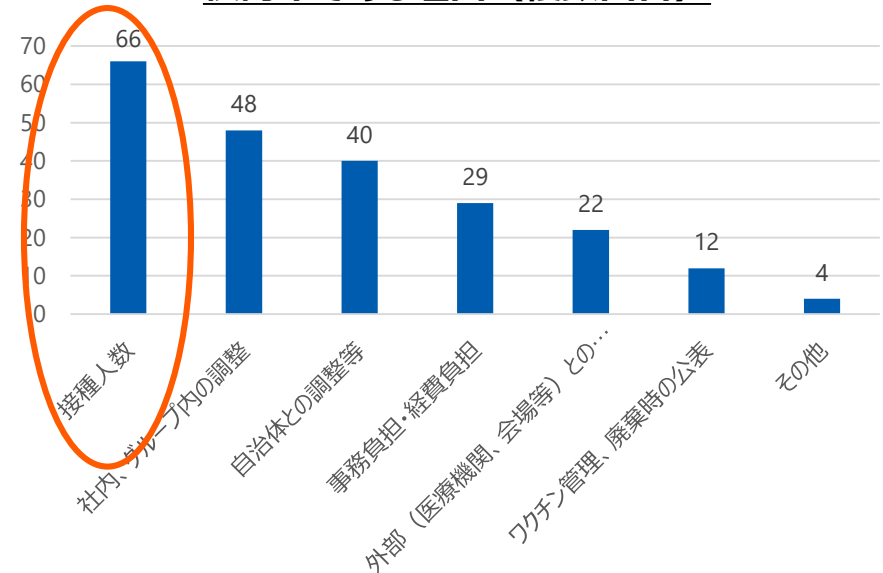
職域追加接種実施の働きかけについて

- 経済産業省が、職域追加接種に未申請の企業等に対しヒアリングを実施（ヒアリング数：475）。
- 申請の意思の有無や企業等からの意見は以下のとおり。

1/26時点で申請していない企業等の内訳



検討中である理由（複数回答）



企業等へヒアリング行った際の意見

- 社員からの希望も強く、是非職域を実施したいが、人が集まらず、500人程度では申請は難しいと厚労省から言われた。何とかならないか。
- 是非職域で実施したいが、企業説明会の内容から、1000人集まることが必要と考えており、検討中。接種人数に関して、厚労省に相談したい。
- 職域を実施するつもりだが、一番、心配なのは、接種人数のことで、1000人に満たなかった場合、どれくらいの人数が集まれば、確実に実施できるか。
- オンラインの説明会では、人数のボリュームが無いと難しい印象の説明を受けた。
- 接種人数が500人であれば申請したい。

職域追加接種における1会場1,000人以上要件の緩和について

背景

- これまで、小規模な職域接種会場の乱立防止による下記の実現を図るため、1会場当たり1,000人以上を想定して実施。
 - ① 地域の医療資源や医療体制に影響を及ぼすことなく、職域接種の本旨である地域負担の軽減を果たす
 - ② 効率的なワクチン配送と在庫内での冷凍庫貸与
- 一方で、追加接種の遅れが指摘される中、1月27日現在、実施申込みは2,497会場(初回接種4,044会場)。申込みしていない企業・大学等にヒアリングをした結果、追加接種実施の意向があり、**今後申込みを検討中の企業・大学等が半数程度存在。**

対応方針

- 最も多くの職域接種実施企業所管の経産省の個別ヒアの結果、**1会場500人程度であれば申込み可能という企業が一定程度で存在**することや、1,000人以上を目指し準備してきた既申込み会場との関係を考慮し、**1会場500人以上の接種見込みがあれば、実施申込みを可能と明確化**する。
- 配送ワクチン(4箱=600回分)の廃棄の最小限化の観点から、実施申込み後も引き続き、**600回の接種を目指し、対象者増の取組(※)を呼びかけていく。**

(※) 関係企業・取引先等との調整や、交接種が可能になることによる意向確認等を通じた接種対象者の範囲の拡大

緩和後のスケジュール

- 2月 1日(火) 第3クール(3/28~4/10接種開始、3/14週ワクチン配送)以降、1会場500人以上接種見込みでの申込み可能の事務連絡発出
- 2月 8日(火) 第3クールに接種開始の場合の実施申込み締切
- 2月22日(火) 第3クールに接種開始の場合の接種計画の登録締切(冷凍庫貸与なしの場合は3月1日(火)×)
- 3月14日週 第3クール分のワクチンが配送され次第、接種開始可能

職域追加接種のクール設計とワクチン配送スケジュール等 (3～5月接種開始の場合)

- ❑ 職域追加接種で用いるワクチンは、**原則(※1) 2週間に1度**の頻度で配送することを予定している。
- ❑ 各クールにおける**実施申込みの締切**については、以下の通り予定している。
- ❑ ワクチンを余らせることがないように、こまめな接種計画の見直しを行っていただきたい。

追加接種 クール名称	実施申込み 締切	接種計画登録/変更締切		分配量決定	(希望会場における 初回配送クールのみ) 冷凍庫配送	ワクチン配送	接種予定期間
			【うち、冷凍庫貸与 希望の初回登録の方】				
第1クール (3月前半接種開始)	〔1/17(月)〕	1/31(月) 15時	左同	2/3(木)	2/14週	2/21週	2/28～3/13
第2クール (3月後半接種開始)	〔1/31(月)〕	2/15(火) 15時	2/8(火) 15時	2/17(木)	2/21週	2/28週	3/14～3/27
第3クール (4月前半接種開始)	〔2/8(火)〕	3/1(火) 15時	2/22(火) 15時	3/3(木)	3/7週	3/14週	3/28～4/10
第4クール (4月後半接種開始)	3/1(火)	3/22(火) 15時	3/15(火) 15時	3/24(木)	3/28週	4/4週	4/11～4/24
第5クール (5月前半接種開始)	3/15(火)	4/5(火) 15時	3/29(火) 15時	4/7(木)	4/11週	4/18週	4/25～5/8
第6クール (5月後半接種開始)	3/29(火)	4/19(火) 15時	4/12(火) 15時	4/21(木)	4/25週	5/2週	5/9～5/29

※1 祝日等を考慮し、頻度が前後するクールもありますので、ご確認の上、ご承知置きください。

職域追加接種のクール設計とワクチン配送スケジュール等 (6～9月接種開始の場合)

追加接種 クール名称	実施申込み 締切	接種計画登録/変更締切		分配量決定	(希望会場における 初回配送クールのみ) 冷凍庫配送	ワクチン配送	接種予定期間
			【うち、冷凍庫貸与 希望の初回登録の方】				
第7クール (6月前半接種開始)	4/12(火)	5/10(火) 15時	4/26(火) 15時 ※2	5/12(木)	5/16週	5/23週	5/30～6/12
第8クール (6月後半接種開始)	5/3(火)	5/24(火) 15時	5/17(火) 15時	5/26(木)	5/30週	6/6週	6/13～6/26
第9クール (7月前半接種開始)	5/17(火)	6/7(火) 15時	5/31(火) 15時	6/9(木)	6/13週	6/20週	6/27～7/10
第10クール (7月後半接種開始)	5/31(火)	6/21(火) 15時	6/14(火) 15時	6/23(木)	6/27週	7/4週	7/11～7/24
第11クール (8月前半接種開始)	6/14(火)	7/5(火) 15時	6/28(火) 15時	7/7(木)	7/11週	7/18週	7/25～8/7
第12クール (8月後半接種開始)	6/28(火)	7/19(火) 15時	7/12(火) 15時	7/21(木)	7/25週	8/1週	8/8～8/21
第13クール (9月前半接種開始)	7/12(火)	8/2(火) 15時	7/26(火) 15時	8/4(木)	8/8週	8/15週	8/22～9/11
第14クール (9月後半接種開始)	8/2(火)	8/23(火) 15時	8/16(火) 15時	8/25(木)	8/29週	9/5週	9/12～9/25

※2 大型連休を考慮し、初回登録の場合の計画登録締切が2週間早まっていますのでご注意ください。

【2月1日付け事務連絡】 新型コロナワクチン追加接種に係る職域接種の開始について（その2）

- 11月17日に示した事務連絡（※）の運用について、実施要件の一部を整理。

「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について（その2）」（令和4年2月1日付予防接種室事務連絡）

※「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について」（令和3年11月17日付予防接種室事務連絡）

1. 職域追加接種の実施要件における接種予定人数の緩和

（1）緩和の考え方

初回接種として職域接種を実施した企業・大学等で未だ職域追加接種の申込みを行っていない企業等の中には、**1会場当たり500人以上の接種であれば実施可能とする企業等が一定程度存在することから、1会場当たり500人以上の接種を行う見込みがある場合は、職域追加接種の実施の申込みを可能とする。**

（2）留意事項

接種予定人数が500人の場合、1バイアル15回換算（1箱150回換算）で配送するワクチン量は4箱となり、接種可能回数は600回分となる。したがって、使用されることなく**廃棄されるワクチンの量が可能な限り最小となるよう、引き続き、600人の接種を目指し、**関係企業や取引先等との調整や交接種が可能となることによる意向確認等の取組を通じ、**接種対象者の拡大**を図ること。

（3）適用期日

第3クール（令和4年3月28日～4月10日接種開始、3月14日週ワクチン配送）以降に追加接種を実施予定の会場から適用することとする。なお、第3クールに接種開始する場合のスケジュールは下記のとおりであり、**3月14日週に当該会場にワクチンが届き次第、接種開始が可能。**

<第3クールに接種開始する場合のスケジュール>（※職域接種実施に係る申込み〆切：令和4年2月8日（火）中）

- ・ **接種計画の登録〆切：令和4年3月1日（火）15:00まで**
※冷凍庫貸与希望の初回登録については2月22日（火）15:00まで
- ・ 第3クールのワクチン分配量決定：令和4年3月3日（木）
- ・ 第3クールのワクチン配送：令和4年3月14日週
※冷凍庫貸与の場合の冷凍庫配送は令和4年3月7日週

2. 接種券なしでの接種に係る事務運用について

- ・ 11月17日事務連絡において、「職域追加接種の接種時には、接種券（接種券と予診票を一本化した新様式が基本）の持参を原則とする。」とし、その後、「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）において、「ワクチン接種の予約に突然のキャンセルがあり、」「職域で追加接種を受ける者について、接種券発行の手続きが間に合わず、接種日までに接種券が届かなかった場合等」における例外的な対応をお示し。
- ・ **職域追加接種の対象企業・大学等においては、この運用についても活用されたい。**

3

1. 追加接種の前倒し
2. 接種予定人数の緩和
- 3. 財政支援の拡充**
4. 計画登録状況
5. ワクチン・冷凍庫の配送について
6. 接種券の取り扱いについて
7. その他（接種実績の登録等について）

ひと、くらし、みらいのために



【2月2日付け事務連絡】 職域追加接種促進のための財政支援について

- 職域追加接種の実施に当たり、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱の3（21）新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業のウ（ウ）職域接種促進のための支援について、支援の上限額を引き上げ。

「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業の変更について」（令和4年2月2日付予防接種室事務連絡）

職域接種促進のための支援については、**当面の間、上限額を引き上げる**こととし、令和3年度については、1,000円×接種回数を上限に実費補助することとしているところ、**職域追加接種のための支援については1,500円×接種回数を上限に実費補助**することとする。

（参考）「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）」実施要綱（抄）

3 事業内容

（21）新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業

ウ 内容

（ウ）職域接種促進のための支援

職域接種（令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチンの職域接種の開始について」に規定する接種を指す。以下同じ。）のうち外部の医療機関が出張して実施する形態のものであって、以下の条件に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を行う。（都道府県が設置する大規模接種会場において支援対象とする経費（使用料及び賃借料、備品購入費等）と同等の経費を対象として、1,000円×接種回数を上限に実費補助）・中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの・大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの

職域追加接種の実施にあたっての財政支援の拡充

- 職域追加接種の実施にあたっては、
 - ・ 1・2回目接種時と同様の財政支援策の枠組みは継続しつつ、
 - ・ 令和4年2月2日付予防接種室事務連絡に基づき、中小企業、大学に対する追加支援の補助上限額を引き上げる。
(接種1回当たり1,000円 ⇒ 1,500円)

費用に関する基本的な考え方

職域接種は、予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条の特例規定に基づき、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村（特別区を含む。）において実施するものであり、**費用については、国が負担する。**

接種にかかる費用負担

(ワクチン接種対策費負担金)

<概要>

接種にかかる費用は、国が負担する。
費用は、全国統一の単価とし、1・2回目接種と同様、2,070円（税込2,277円）とする。

<国による負担>

- ・ **接種単価：2,070円（税込2,277円）／回**
(接種を実施できなかった場合の予診費用は1,540円（税込1,694円）)／回
- ・ **時間外・休日の接種に対する加算**
(時間外：+730円、休日：+2,130円)

中小企業、大学に対する追加支援

(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)

<概要>

外部の医療機関が出張して実施する職域接種であって、以下の条件に該当するものに対し、**都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援**を実施。

- ・ **中小企業**が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
- ・ **大学、短期大学、高等専門学校、専門学校**の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすもの

<職域接種に関する支援>

- ・ **1,000円×接種回数**を上限に**実費*補助**。
※ 使用料及び賃借料、備品購入費等

<職域追加接種に関する支援>

新規

- ・ **1,500円×接種回数**を上限に**実費*補助**。
※ 使用料及び賃借料、備品購入費等

4

- 1.追加接種の前倒し
- 2.接種予定人数の緩和
- 3.財政支援の拡充
- 4.計画登録状況**
- 5.ワクチン・冷凍庫の配送について
- 6.接種券の取り扱いについて
- 7.その他（接種実績の登録等について）

ひと、暮らし、みらいのために



職域追加接種の計画登録状況

令和4年2月8日15時時点

- 令和4年1月7日（金）より、対象企業・大学等からの接種計画登録の受付を開始。
- 直近の登録状況は以下のとおり。
- 第1クール（2月28日週以降接種開始、2月21日週ワクチン配送）のワクチン等の分配量は2月3日に決定済み。
- 第2クール（3月14日週以降接種開始、2月28日週ワクチン配送）のワクチン等の分配量は2月17日に決定予定。

※今後の計画登録・変更に応じ、引き続き数値は変動予定

確認状況	接種計画総量（回数）			分配実績（回数）			会場数		
	総数	うち 企業等	うち 大学	総数	うち 企業等	うち 大学	総数	うち 企業等	うち 大学
確認済	5,930,700	5,520,450	410,250	1,732,350	1,611,150	121,200	1,665	1,558	107
未確認	789,750	733,350	56,400				286	267	19
合計	6,720,450	6,253,800	466,650	1,732,350	1,611,150	121,200	1,951	1,825	126

（※）2月以降、原則、毎週火曜日までにV-SYSへ登録のあった接種計画を厚生労働省にて金曜日までに確認し、その結果を企業・大学等にメールで通知する予定。
 差戻し対象の企業・大学等にはメールに加えて、電話にて不備内容の連絡を行う予定。

5

- 1.追加接種の前倒し
- 2.接種予定人数の緩和
- 3.財政支援の拡充
- 4.計画登録状況
- 5.ワクチン・冷凍庫の配送について**
- 6.接種券の取り扱いについて
- 7.その他（接種実績の登録等について）

ひと、くらし、みらいのために



職域接種用のワクチン受け取りの際の注意事項

- ① ワクチン及び冷凍庫の受け取り日時は指定できません。(配送週は23、24ページに記載)
また、接種計画登録締切以降は、当該クールของワクチン分配量の変更は一切できません。
- ② 冷凍庫の配送台数及び配送予定日(原則、土日祝日を除く)は、配送週の前週までに職域接種コンシェルジュからメールで連絡します。配送当日に配送業者から電話で連絡しますので、受電と配送予定日に冷凍庫受け取りが確実にできる体制としてください。(※)
- ③ ワクチンの配送予定日(原則、土日祝日を除く)は、配送週の前週までに配送業者がV-SYSに登録し次第、V-SYSからメールで通知されます。配送当日の配送時間帯の目処を配送前日までに配送業者から電話で連絡しますので、受電と配送予定日にワクチン受け取りが確実にできる体制としてください。(※)
- ④ 冷凍庫が届いたらすぐに電源を入れ、ワクチン受け取りの前日までに予冷を確実にお願いします。その際、温度ロガーで $-20\pm 5^{\circ}\text{C}$ であることを御確認ください。
- ⑤ 配送時に、エントランスなどの搬入口から接種場所までの誘導に加え、配送後も出口まで案内をお願いします。(慣れないオフィスビル内で迷って次の場所への配送時間のロスを防ぐためです。)
- ⑥ ワクチン受取の際は、受取人の身分確認と記録のため、受取人の名刺をいただき、社員証等の写真を撮らせていただく等の御協力をお願いします。 (ワクチンは医薬品であり、適正な管理が求められますので、御理解ください。)

※入館手続き等のため事前に配送業者へ連絡する必要がある場合は、職域接種コンシェルジュまでご相談ください。

多くの会場で職域接種を実施できるように、円滑なワクチン納品が求められます。
そのため、納品側だけでなく受け取り側の御協力も必要です。

御協力を何卒よろしくお願いします。

ワクチン及び冷凍庫等の配送について

- ・ ワクチン、針、シリンジは「ワクチン配送」欄に記載の週に配送します。
- ・ 冷凍庫の貸与を希望する会場については、原則、ワクチンを初回配送するクールにおける「冷凍庫配送」欄に記載の週に配送します。なお、都合により冷凍庫配送週よりも前に配送する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ いずれについてもV-SYSへ登録されている接種会場の住所に納品します。

追加接種 クール名称	接種計画登録/変更締切		分配量決定	(希望会場における 初回配送クールのみ) 冷凍庫配送	ワクチン配送	接種予定期間
		【うち、冷凍庫貸与 希望の初回登録の方】				
第1クール (3月前半接種開始)	1/31(月) 15時	左同	2/3(木)	2/14週	2/21週	2/28～3/13
第2クール (3月後半接種開始)	2/15(火) 15時	2/8(火) 15時	2/17(木)	2/21週	2/28週	3/14～3/27
第3クール (4月前半接種開始)	3/1(火) 15時	2/22(火) 15時	3/3(木)	3/7週	3/14週	3/28～4/10
第4クール (4月後半接種開始)	3/22(火) 15時	3/15(火) 15時	3/24(木)	3/28週	4/4週	4/11～4/24
第5クール (5月前半接種開始)	4/5(火) 15時	3/29(火) 15時	4/7(木)	4/11週	4/18週	4/25～5/8
第6クール (5月後半接種開始)	4/19(火) 15時	4/12(火) 15時	4/21(木)	4/25週	5/2週	5/9～5/29

ワクチン及び冷凍庫等の配送について

追加接種 クール名称	接種計画登録/変更締切		分配量決定	(希望会場における 初回配送クールのみ) 冷凍庫配送	ワクチン配送	接種予定期間
		【うち、冷凍庫貸与 希望の初回登録の方】				
第7クール (6月前半接種開始)	5/10(火) 15時	4/26(火) 15時 ※2	5/12(木)	5/16週	5/23週	5/30～6/12
第8クール (6月後半接種開始)	5/24(火) 15時	5/17(火) 15時	5/26(木)	5/30週	6/6週	6/13～6/26
第9クール (7月前半接種開始)	6/7(火) 15時	5/31(火) 15時	6/9(木)	6/13週	6/20週	6/27～7/10
第10クール (7月後半接種開始)	6/21(火) 15時	6/14(火) 15時	6/23(木)	6/27週	7/4週	7/11～7/24
第11クール (8月前半接種開始)	7/5(火) 15時	6/28(火) 15時	7/7(木)	7/11週	7/18週	7/25～8/7
第12クール (8月後半接種開始)	7/19(火) 15時	7/12(火) 15時	7/21(木)	7/25週	8/1週	8/8～8/21
第13クール (9月前半接種開始)	8/2(火) 15時	7/26(火) 15時	8/4(木)	8/8週	8/15週	8/22～9/11
第14クール (9月後半接種開始)	8/23(火) 15時	8/16(火) 15時	8/25(木)	8/29週	9/5週	9/12～9/25

冷凍庫をご使用になる皆様へ

冷凍庫の受領時の注意点

- 冷凍庫は厚生労働省からの**貸与品**です。
- 受領時及び返還時に、本体、内容物、及び附属品をご確認の上、欠品のないよう大切に请使用ください。
- 外箱など梱包資材は返却時に必要になるため、大切に保管してください。

内容物等一覧

ディープフリーザー	温度ロガー
<input type="checkbox"/> 冷凍庫本体	<input type="checkbox"/> 温度ロガー本体
<input type="checkbox"/> 取扱説明書	<input type="checkbox"/> 取扱説明書
<input type="checkbox"/> 内フタ	<input type="checkbox"/> 校正証明書
<input type="checkbox"/> マット	<input type="checkbox"/> マジックテープ
<input type="checkbox"/> ACアダプター	<input type="checkbox"/> コイン型電池
<input type="checkbox"/> DC電源コード	

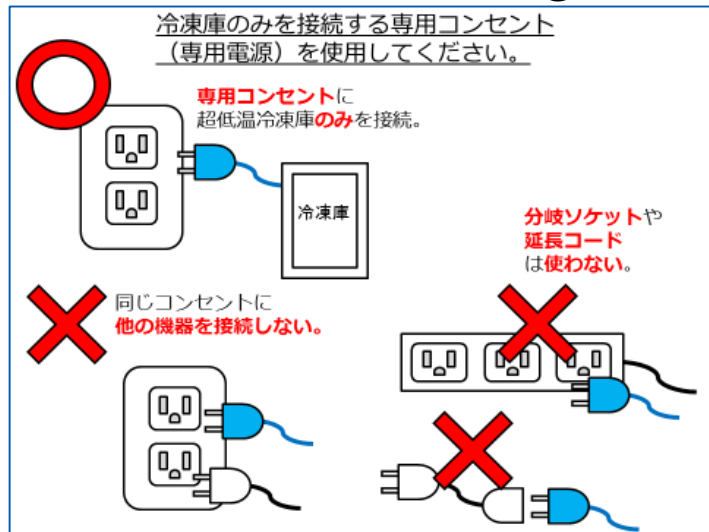
接種完了後に改めて返却のためのご連絡をいたします。

ワクチン用の冷凍庫が届いた後の注意事項

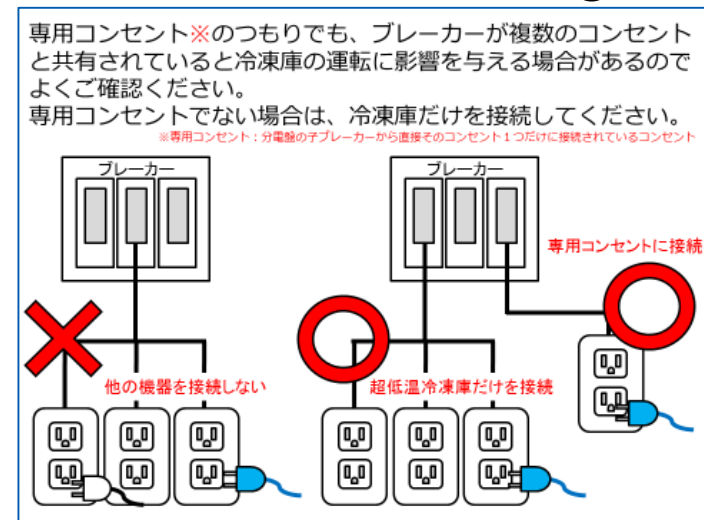
冷凍庫でワクチンを保管する会場（自前・厚労省貸与共通）

- ・ 冷凍庫が届いたら**すぐに電源を入れ**、ワクチン受け取りの前日までに予冷を確実にお願いします。その際、温度ロガーで $-20\pm 5^{\circ}\text{C}$ であることを御確認ください。冷凍庫が冷えた状態でなければ、ワクチンの納入ができません。
- ・ 専用コンセントを使用してください。たこ足や延長コードは使用できません。

電源接続時の注意点①



電源接続時の注意点②



保管管理上の主な注意事項

$-20\pm 5^{\circ}\text{C}$ （冷凍庫内）で保管。再凍結は不可。

その他の保管温度・使用期限

バイアルに針を刺す前

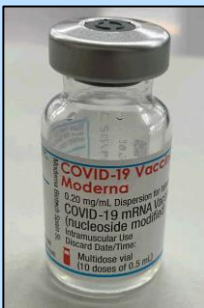
2～8℃で最長30日間、8～25℃で最長24時間

バイアルに針を刺した後

2～25℃で最長12時間

これら使用期限を超えたものは廃棄ください。

ワクチンは医薬品です。安全な使用のため、保管温度や使用期限に御注意ください。



- ・電源コードのDCプラグをフリーザー本体（プラグ挿入部）にしっかりと差し込み、必ずコードストッパー（差し込み金具）でDCプラグをロックしてください。
- ・ACアダプターにプラグが最後まで差し込まれていることをご確認の上ご使用ください。
- ・POWER/ON後は、電源ランプ及びStatusランプの点灯を確認してください。
- ・設置場所は、庫内温度に影響を与えないよう、直射日光を避ける、熱を発する機器の周囲に置かない、また、室内が高温多湿及び庫内温度以下の低温にならないようご注意ください。
- ・大規模接種会場（職域接種会場含む）で使用される場合には、**移動の導線からできるだけ離れた場所**に設置してください。
- ・使用する際は必ず予冷をして適正温度になったことを温度ロガーで確認してからご使用ください。



使用方法案内サイト(右記のQRコードからもアクセスできます)

http://fpssc.twinbird.jp/user_data/packages/default/client/pdf/25_SC-DF25WL/configuration_guide.pdf



ディープフリーザー(SC-DF25WL)へ付属する **G-TAG TempView** は Bluetooth 通信でスマートフォンから操作できる温度ロガーです。ボタン操作ひとつで温度ロガー本体の LED により温度逸脱の有無を簡単に確認することができます。ディープフリーザーの内部温度管理の方法についてご説明いたします。

1. 準備 ～ワクチンの保管を開始する前に～

①温度ロガーの設置

- ・温度ロガーはディープフリーザーへマジックテープで取り付けることができます。
- ・ケーブルをディープフリーザーの蓋の裏側から通して庫内に挿入してください。

②ディープフリーザーの予冷

- ・ディープフリーザーを-20℃設定で2時間以上の予冷を行ってください。

③温度ロガーの動作確認

- ・使用するスマートフォンへ App Store /Google Play から専用アプリ **TH View** をインストールしておいてください。
- ・専用アプリで温度ロガーとスマートフォンを接続し、各操作に問題が無いことと、予冷された庫内の温度が-25~-15℃の範囲に入っていることを確認してください。
⇒温度ロガー **G-TAG TempView** と専用アプリ **TH View** の操作方法については、www.g-tag.jp にある「使い方ガイド」「操作説明動画」からご確認ください。



G-TAG TempView
使い方ガイド・操作説明動画

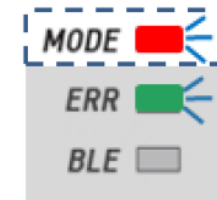
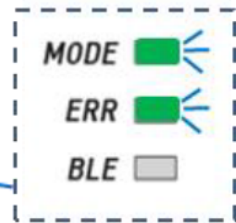
2. ワクチン保管温度管理の運用について (1)測定開始～(3)測定終了を 1 週間程度の周期で行うことを推奨します。

(1) 測定開始

- 専用アプリ **TH View** で温度ロガー**G-TAG TempView** とスマートフォンを接続し、設定内容を確認のうえ、測定を開始した後、温度ロガー本体のボタンを 1 回押してください。
- ⇒ **MODE** と **ERR** の LED が**緑色**に点灯していれば正常に測定をしています。
- ⇒ **MODE** の LED が**赤色**に点灯している場合は測定を開始できていません。測定開始手順をやり直してください。



温度測定時の LED 点灯状態(MODE、ERR とも緑色)

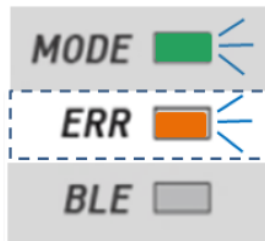


温度測定開始前の LED 点灯状態(MODE が赤色)

**必ず冷凍庫の予冷後に
測定開始して下さい。**

(2) 温度逸脱の確認 ※ワクチン保管時は毎日定期的に必ず実施してください

- 温度ロガーのボタンを 1 回押して LED の表示を確認します。
- ⇒**ERR** の LED が**オレンジ色 (橙色)**に点灯した時は、設定した温度閾値から外れた温度逸脱が**温度エラー**として温度ロガーに記録されています。速やかに測定ログを取得し、レポートを確認してください。



※その他の異常について

ERR の LED が**赤色**に点灯の場合は速やかに電池を交換してください。

BLE の LED が**赤色**に点灯の場合は温度ロガーが異常動作中のため、問合せ窓口へご連絡ください。

温度逸脱があった場合の LED 点灯状態(ERR がオレンジ(橙)色)

(3) 測定終了

- ・専用アプリで温度ロガーと接続し、ログ取得後にレポートを作成して測定期間中のデータを確認してください。
データ確認後、測定を終了して、温度ロガーのログを消去してください。

※次の測定を連続して行う場合、測定開始の手順に戻り、再度測定を開始してください。温度ロガーには最大 10,000 データ記録することができますが（標準設定時、約 34 日分）、確実な温度管理のため、1 週間程度の周期でログ消去を行うことを推奨します。

**レポート確認後問題なければ
前頁の「(1) 測定開始」の操作を行い測定を継続して下さい。**

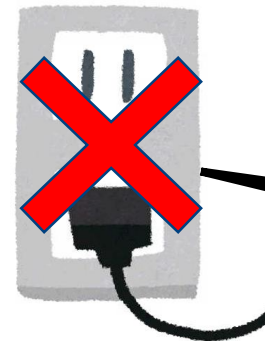
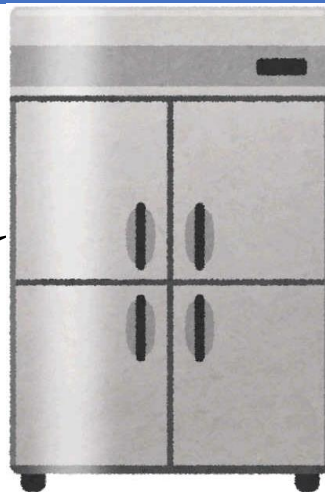
(ワクチンを冷蔵庫保管する会場の皆様へ)

- 武田／モデルナワクチンの冷蔵状態（2～8℃）での有効期間は解凍から最長30日であることから、2週間以内にすべての接種対象者への接種を完了することが可能な会場に限り、冷蔵庫でのワクチン保管を認めています。
- 上記の理由から、冷蔵庫でワクチンを保管する場合、有効期間（30日）を超えて接種することは一切出来ません（一度解凍したワクチンを再凍結する等の対応も不可）。このため、V-SYSの接種計画には、必要なワクチン量を正確に登録するとともに、ロット単位でのワクチン管理徹底をお願いします。

(冷蔵庫保管に関する留意事項)

- 家庭用冷蔵庫等では、霜取りのために一時的に庫内温度が上昇し2～8℃の管理温度を超える場合があることから、保管を避け、医療用冷蔵庫を使用してください。
- 低温冷蔵庫の使用にあたり、電流容量や起動電力の不足により、機能低下や機能停止に陥る場合があることから、「冷蔵庫のみを接続する専用コンセント（専用電源）」を準備し、分岐ソケットや二股コンセント又は延長コードは使用しないでください。また、予期せぬ停電に備えてバックアップ電源や夜間通報体制等を確保してください。
- 接種液の貯蔵は、所定の温度が保たれていることを温度計によって確認・記録できる冷蔵庫を使用、または温度ロガーを設置してください。
- 各施設の責任のもと、他の製品との取違いには十分留意してください。

医療用冷蔵庫
温度計で庫内の温度が確認できるもの



電源管理についてはP26の資料をご確認ください

6

- 1.追加接種の前倒し
- 2.接種予定人数の緩和
- 3.財政支援の拡充
- 4.計画登録状況
- 5.ワクチン・冷凍庫の配送について
- 6.接種券の取り扱いについて**
- 7.その他（接種実績の登録等について）

ひと、くらし、みらいのために



【1月27日付け事務連絡】 追加職域の速やかな実施のための接種券の早期発行等について

- 追加接種の更なる促進のため、自治体に対し改めて**接種券の早期発行**をお願いするとともに、**早期発行が困難な場合の対応**について**留意すべき事項**について整理。

「追加職域の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」（令和4年1月27日付予防接種室事務連絡）

※職域追加接種関連部分を抜粋

2. 追加接種の実施までに市町村から接種券が接種対象者に到達していない場合の対応

追加接種の実施時までに市町村から接種券を発行することが困難な場合には、「**例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について**」（令和3年11月26日付厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）の内容に従って、**追加接種を実施することを検討**すること。

なお、同事務連絡に従って追加接種の事務を実施する場合は、以下の点に留意すること。

- ・同事務連絡に基づく転記作業は、接種実施医療機関や被接種者以外の者が実施しても差し支えなく、作業分担を柔軟に検討することが可能であること
- ・各都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）を経由しない**住所地内接種**の場合には、接種当日に記入した予診票と接種券一体型予診票を**ホッチキス止めして市町村に提出**することとする等、市町村での審査に支障がない形で取り扱うことも差し支えないこと。
- ・各都道府県において、**国保連と調整の上、費用請求支払事務に支障をきたさない**と認められる場合には、当該**国保連への提出分**に限り、以下の①～③に留意の上、接種券一体型予診票から**接種券部分を切り取って**、接種当日に記入した予診票に**貼付**する取扱いとしても差し支えないこと
 - ① 国保連とは、切り貼りの位置・方法等について、具体的に調整し、管内医療機関への周知を徹底すること（例：接種券部分は、接種券（兼）接種済証（シール型接種券）と同様のサイズで切り取り、貼付の際には**四隅をセロハンテープで確実に覆う**とともに、接種券部分の上端からのセロハンテープのはみ出しを**5mm程度以内**に抑える等）
 - ② ①で定めた方法による**切り貼り**は、原則として**当該都道府県以外の住民の予診票**については**行わない**こと。当該都道府県以外の住民の予診票について切り貼りを行う場合は、当該住民の居住都道府県の国保連とも調整を行うこと。また、住所地内接種分の費用の請求支払を国保連に委託している場合は、その取扱いについて、当該国保連と調整を行うこと。
 - ③ 接種券部分のはがれや紛失等によって、国保連の費用請求支払事務に支障が生じた場合には、接種券を迅速に再発行する等、市町村の責任において対応すること

【2月1日付け事務連絡】 新型コロナウイルス追加接種に係る職域接種の開始について（その2）

- 11月17日に示した事務連絡（※）の運用について、実施要件の一部を整理。

「新型コロナウイルス追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について（その2）」（令和4年2月1日付予防接種室事務連絡）

※「新型コロナウイルス追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について」（令和3年11月17日付予防接種室事務連絡）

1. 職域追加接種の実施要件における接種予定人数の緩和

（1）緩和の考え方

初回接種として職域接種を実施した企業・大学等で未だ職域追加接種の申込みを行っていない企業等の中には、**1会場当たり500人以上の接種であれば実施可能とする企業等が一定程度存在することから、1会場当たり500人以上の接種を行う見込みがある場合は、職域追加接種の実施の申込みを可能とする。**

（2）留意事項

接種予定人数が500人の場合、1バイアル15回換算（1箱150回換算）で配送するワクチン量は4箱となり、接種可能回数は600回分となる。したがって、使用されることなく廃棄されるワクチンの量が可能な限り最小となるよう、**引き続き、600人の接種を目指し、**関係企業や取引先等との調整や交接種が可能となることによる意向確認等の取組を通じ、**接種対象者の拡大**を図ること。

（3）適用期日

第3クール（令和4年3月28日～4月10日接種開始、3月14日週ワクチン配送）**以降に追加接種を実施予定の会場から適用**することとする。なお、第3クールに接種開始する場合のスケジュールは下記のとおりであり、**3月14日週に当該会場にワクチンが届き次第、接種開始が可能。**

<第3クールに接種開始する場合のスケジュール>（※職域接種実施に係る申込み〆切：令和4年2月8日（火）中）

- ・ **接種計画の登録〆切：令和4年3月1日（火）15:00まで**
 ※冷凍庫貸与希望の初回登録については2月22日（火）15:00まで
- ・ 第3クールのワクチン分配量決定：令和4年3月3日（木）
- ・ 第3クールのワクチン配送：令和4年3月14日週
 ※冷凍庫貸与の場合の冷凍庫配送は令和4年3月7日週

2. 接種券なしでの接種に係る事務運用について

- ・ 11月17日事務連絡において、「職域追加接種の接種時には、接種券（接種券と予診票を一本化した新様式が基本）の持参を原則とする。」とし、その後、「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナウイルス追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）において、「ワクチン接種の予約に突然のキャンセルがあり、」「職域で追加接種を受ける者について、接種券発行の手続きが間に合わず、接種日までに接種券が届かなかった場合等」における例外的な対応をお示し。
- ・ **職域追加接種の対象企業・大学等においては、この運用についても活用されたい。**

接種券が届いていない追加接種対象者に対する追加接種実施の基本的な考え方と事務運用の概要

「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）の概要

基本的な考え方

接種券は、接種実施医療機関等が追加接種対象者であることを確認する上で必要なものであることから、**接種券を活用した接種実施（接種券の持参）を原則**とするが、**接種券が届かない追加接種対象者からの接種希望があった場合には、**

- ① **まずは市町村への接種券発行申請を促す**など、引き続き、**接種券を活用した接種実施を原則**とする、
- ② 他方、突然の予約キャンセル等によるワクチン廃棄を防ぐため、急遽追加接種を希望する者を募って接種を行う場合等、**市町村からの接種券発行を待つことが必ずしも適当ではない場合も考えられる**ことから、このような場合の**例外的な対応**として、接種券が届いていない追加接種対象者に対して**追加接種を実施**する。

事務運用の概要

- 接種当日は、接種券部分が空欄の予診票（①）を用いて、予診・接種を実施。
- この際、**被接種者に対し、予め以下のことを伝達**。その後も含めた事務運用の詳細は次頁行以降を参照。
 - **後日、接種券が発行されたら、速やかに**接種券を接種実施医療機関又は職域接種事務局に**持参すること**
 - **接種当日に記入した予診票（①）の内容を、当該接種券一体型予診票（②）に転記**する作業を指示する可能性があること

①の様式

②の様式



接種券が届いていない追加接種対象者に対して接種を実施する場合の具体的な事務運用（1）

「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）の概要

（1）接種当日の医療機関等の事務

①接種券の持参を依頼



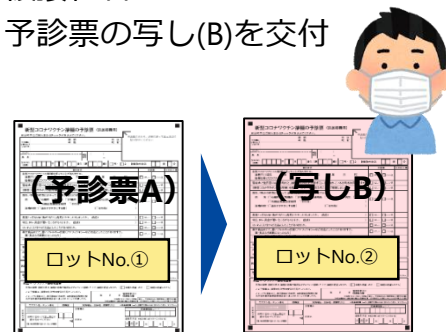
※後日、接種券の持参と転記作業が必要になる旨を予め説明。

②予診・接種の実施



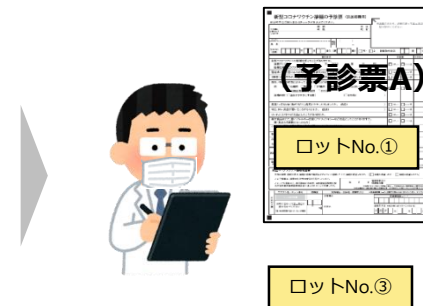
※接種券なしの予診票(A)に必要事項を記入
※1枚目のロット番号シールを貼付

③被接種者に予診票の写し(B)を交付



※予診票の写し(B)に2枚目のロット番号シールを貼付

④記入が完了した予診票(A)と残りのロット番号シールを保管



※最初に医療機関にある資材：接種券なしの予診票、ロット番号シール×3

ロットNo.①

ロットNo.②

ロットNo.③

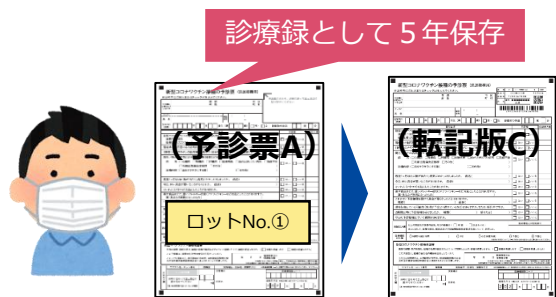
接種券が届いていない追加接種対象者に対して接種を実施する場合の具体的な事務運用（2）

「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）の概要

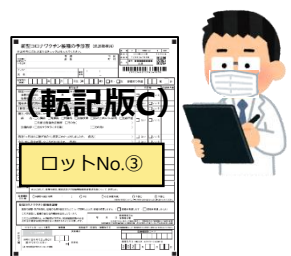
（2）後日、接種券が提出された際の医療機関等の事務

ア. 接種券が接種券一体型予診票（新様式）の場合

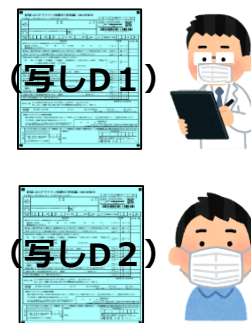
①被接種者に本人記入欄の転記を依頼



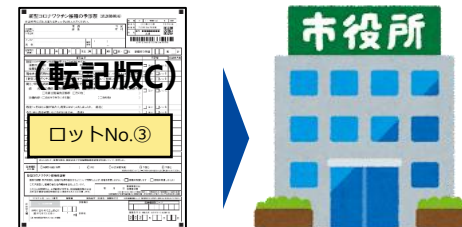
②医師記入欄の転記及びロット番号シールの貼付



③接種券一体型予診票(C)の写しを2部(D1,D2)発行(任意)

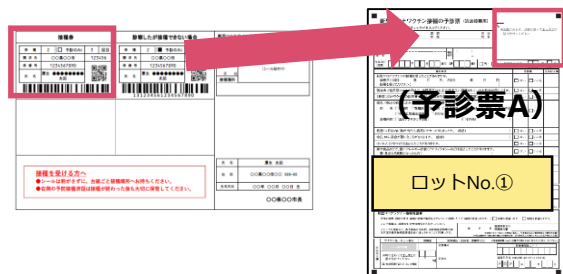


④転記が完了した接種券一体型予診票(C)を市町村又は国保連に送付

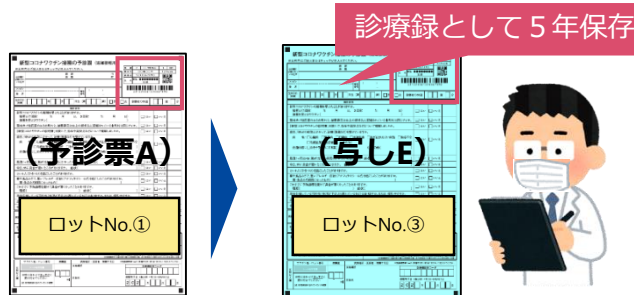


イ. 接種券が接種券（兼）接種済証（シール型）の場合

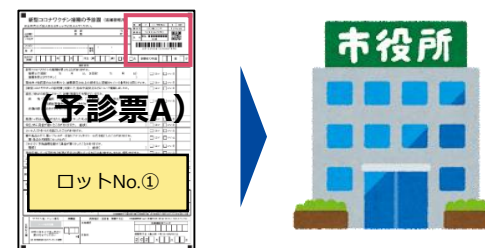
①接種券シールを回収し、接種当日に記入した予診票(A)に貼付



②予診票(A)の写し(E)を作成、保管



③接種券シール貼付後の予診票(A)を市町村又は国保連に送付



(参考) 追加(3回目)接種に関するよくあるご質問②

Q4. 追加(3回目)接種において、武田/モデルナ社ワクチン(スパイクボックス)は1バイアルあたり何回分接種できるか。

▶ 武田/モデルナ社ワクチン1バイアルには、追加接種の容量(1回0.25mL)として20回接種分の薬液が充填されています。国から配布している注射器と針を用いて丁寧に採取することにより、20回採取することも可能です。接種者人数が20人集まらない、20回分シリンジに採取出来なかったといった場合を考慮し、1バイアル最低15回は使用するものと計算した量のワクチンを配送することとしています。できるだけ破棄するワクチンが少なくなるように、概ね20人単位で予約を受け付けるなどの工夫をお願いします。

Q5. 接種券なしでの接種を実施する場合に、後日、転記する方法ではなく、接種券一体型予診票の接種券部分を切り貼りする方法で接種券を回収することは可能か。

▶ 原則、接種券部分の切り貼りは認められません。転記作業は、接種実施医療機関や被接種者以外の者が実施しても差し支えなく、作業分担については柔軟にご検討ください。

ただし、国保連を経由しない住所地内接種の場合には、接種当日に記入した予診票と接種券一体型予診票をホッチキス止めして市町村に提出することとする等、市町村での審査に支障がない形で取り扱うことも差し支えありません。

また、各都道府県において、国保連と調整の上、費用請求支払事務に支障をきたさないと認められる方法を採用する場合には、当該国保連への提出分に限り、国保連と切り貼り及び貼付位置・方法等を調整し、管内医療機関への周知を徹底すること等、「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」(令和4年1月27日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)の記2でお示した点に留意の上、**接種券一体型予診票から接種券部分を切り取って、接種当日に記入した予診票に貼付する取扱いとしても差し支えありません。**

- 1.追加接種の前倒し
- 2.接種予定人数の緩和
- 3.財政支援の拡充
- 4.計画登録状況
- 5.ワクチン・冷凍庫の配送について
- 6.接種券の取り扱いについて
- 7.その他（接種実績の登録等について）**

ひと、くらし、みらいのために



接種実績の登録について

- 追加接種の接種実績については、VRSへの入力とともに、**V-SYSへの登録**もお願いします（月曜～日曜に接種した回数分を、**翌週月曜12時まで**に登録してください）。
- 追加接種会場で**1,2回目接種**を行った際にも、1,2回目接種分の接種実績としてV-SYSへの登録をお願いします。

V-SYSホーム画面の「ワクチン廃棄量等の報告」ボタンを押し、以下の画面より登録をお願いします。

追加接種（3回目接種）の接種実績等の報告

11月16日時点の接種実績をご登録ください

登録済みの内容（最終登録11月16日時点の実績）

3回目接種実績（累計）	モデルナワクチン	<input type="text" value="20"/>	3回目接種実績（累計）	モデルナワクチン	<input type="text" value="10"/>
-------------	----------	---------------------------------	-------------	----------	---------------------------------

【3回目接種実績の登録】
「3回目接種実績（累積）」に接種数の累計を入力してください。

※画面右側（**緑の枠**）に、前回までの接種実績が表示されます。
 この値に今回の接種実績を加えた値を入力してください。

①

1・2回目接種実績については+をクリックしてください

2月2日時点の接種実績をご登録ください

登録済みの内容（最終登録2月2日時点の実績）

	モデルナワクチン			モデルナワクチン		
	1回目	2回目	延べ回数	1回目	2回目	延べ回数
接種実績（総数）	2,000 回	1,900 回	3,900 回	2,000 回	1,800 回	3,800 回
医療従事者	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回
高齢者施設等従事者	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回
高齢者	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回
基礎疾患保有者	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回
その他	2,000 回	1,900 回	3,900 回	2,000 回	1,800 回	3,800 回

【1・2回目接種実績の登録】

- ①「+1・2回目接種実績については+をクリックしてください」を押します。
- ②「その他」に接種数の**累計**を入力してください。

※「1回目」には1回目の接種数の累計を、「2回目」には2回目の接種数の累計を入力してください。
 ※画面右側（**緑の枠**）に、前回までの接種実績が表示されます。この値に今回の接種実績を加えた値を入力してください。
 ※追加接種にあたり、職域初回接種会場のV-SYS IDを継続使用されている場合は、前回までの接種実績には、職域初回接種会場での接種実績を含めた数字が表示されます。また、新規でV-SYS IDを発行された場合は、デフォルトは「0」が表示されます。

②

【2月1日付け事務連絡】 武田／モデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて

- 武田／モデルナ社製のワクチンの有効期限を更新するとともに、適切な保存方法について整理

「ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて」（令和4年2月1日付予防接種室事務連絡）

※職域追加接種関連部分を抜粋

2. 武田／モデルナ社ワクチンの有効期限について

（1）有効期限の変更

武田／モデルナ社ワクチンについては、令和3年（2021年）7月16日に $-20^{\circ}\text{C}\pm 5^{\circ}\text{C}$ での有効期間が6か月から7か月に延長されたところ、令和3年（2021年）11月12日にこれが7か月から**9か月**へと更に延長。
他方、現在流通しているバイアルは有効期間が6か月又は7か月であるという前提で印字されたもの。
新型コロナワクチンは、貴重なワクチンであり、これを無駄にせず、有効に活用する観点から、このようなバイアルについて、**有効期間が9か月までであるバイアルとして取り扱って差しつかえない。**

（2）見分け方及び取扱い

有効期限が令和4年（2022年）3月1日まで又はそれ以前となっているバイアル（ロットNo3004733のバイアルを除く。）については、有効期間が6か月であるという前提で印字されているもののため、**新しい有効期限は印字されている有効期限より3か月長いものとして**取り扱われたい。

また、別添2中「有効期間7か月のロット一覧」に掲げるロットNoのバイアルは、有効期限が7か月であるという前提で印字されているもののため、**新しい有効期限は印字されている有効期限より2か月長いものとして**取り扱われたい。

被接種者に渡される接種済証に貼用するワクチンシールについては、別添2に記載したバイアルのうち、**ロットNo 3002180からロットNo3004230までのバイアルのワクチンシールに、バイアルに印字されたものと同じ有効期限が記載されているところ。**そのため、ワクチンシールに有効期限が印字されている場合には**被接種者に対して有効期限切れのワクチンを接種された等の不安を与えることがないように、適切に情報提供していただきたい。**

※具体のロットNoは以下参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000891832.pdf>

3. 有効期限の短いバイアルの優先使用

新型コロナワクチンは、貴重なワクチンであり、これを無駄にせず、有効に活用する観点から、**有効期限の短いバイアルから使用していただくよう**改めてお願い。

(参考) 新型コロナワクチン接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」について

国民向け接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」では、

- 居住地でワクチン接種を受けられる医療機関はどこにあるのか
- その医療機関の現在の予約受付状況

といった情報を提供している。



<https://v-sys.mhlw.go.jp>

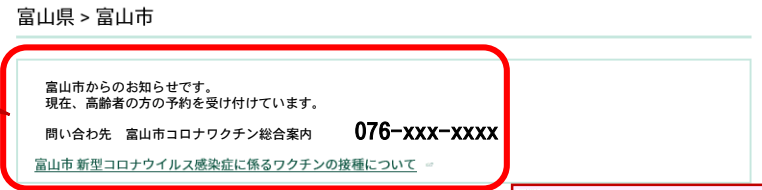
接種予約できる医療機関等の探し方



💡各自治体からのお知らせや、相談窓口の電話番号等も表示できる

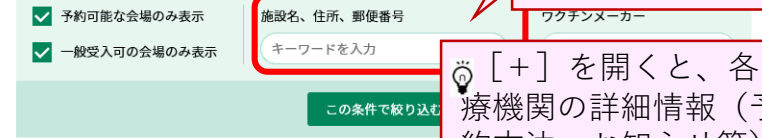
💡各自治体のホームページに、該当自治体ページをリンクできる

③市町村内の接種医療機関等を探す



💡医療機関名や郵便番号の絞り込みも可能

最寄りの接種会場をお選びください。接種するワクチンについて詳しく知りたい方はワクチンについてをご覧ください。どうすればワクチンを接種できるのかを詳しく知りたい方はワクチンを受けるには



💡 [+] を開くと、各医療機関の詳細情報(予約方法、お知らせ等)を明記している

1 ~ 10件を表示 / 全 21件

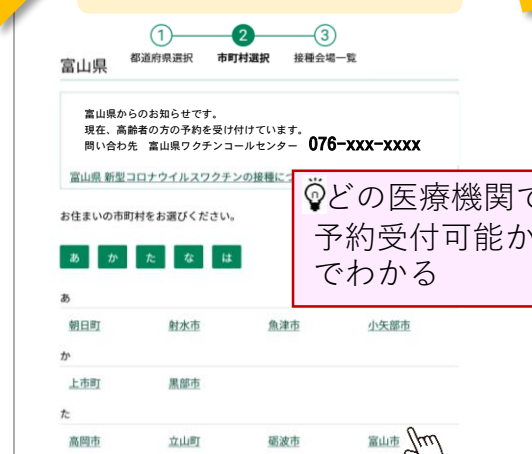


💡どの医療機関で現在予約受付可能か一目でわかる

①都道府県を選択



②市町村を選択



(参考) 「コロナワクチンナビ」を用いた国民への情報提供

- 国民向け接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」では、予約を受け付けている医療機関を検索する機能だけでなく、各都道府県・市町村からのお知らせを表示する機能を有しています。
- 各自治体における予約受付に関する留意点や相談窓口の連絡先等、**国民のみなさまが接種の予約を行うにあたり必要な情報を入力・更新してください。**



<https://v-sys.mhlw.go.jp>

接種会場一覧



鳥取県 > 米子市

a 65歳以上の方は、5月10日(月)から予約ができます。
集団接種は5月15日(土)、個別接種は5月17日(月)から接種が始まります。

b 問い合わせ先 米子市コールセンター **0570-xxx-xxx** **c**

d 米子市ホームページ **e**

接種するワクチンについて詳しく知りたい方はワクチンについてをご覧ください。
どうすればワクチンを接種できるのかを詳しく知りたい方はワクチンを受けるにはをご覧ください。

予約可能な会場のみ表示 施設名、住所、郵便番号 ワクチンメーカー
 一般入可の会場のみ表示 キーワードを入力 ファイザー

この条件で絞り込む

予約可能 若干空き有り 予約不可能 予約不要 予約準備中

1 ~ 10件を表示(全21件)

医療法人 **〇〇内科クリニック**
上福原〇〇-〇

地図

一般向け

ファイザー



△△胃腸科病院
中島〇丁目〇番〇〇号

地図

一般向け

ファイザー



□□皮膚科クリニック
福市〇〇-〇

地図

一般向け

ファイザー



コロナワクチンナビ

ページの先頭へ

コロナワクチンナビでの公開情報(右側の[申請用]の項目から、左側の公開用の項目へコピーされます)

[申請用]お知らせ

[申請用]お知らせ(やさしい日本語)

[申請用]問合せ先名称

[申請用]問合せ先名称(やさしい日本語)

[申請用]問い合わせ先(電話番号)

[申請用]問合せサイトリンク先名称1

[申請用]問合せサイトURL1

[申請用]問合せサイト2リンク先名称

[申請用]問合せサイトURL2

[申請用]問合せサイト3リンク先名称

[申請用]問合せサイトURL3

V-SYS

V-SYS操作マニュアル_市町村用
_1.5市町村情報を確認・編集する



コロナワクチンナビに表示されている医療機関情報が誤っていた場合、**市町村がV-SYS上で修正することも可能です。**

V-SYS操作マニュアル_市町村用
_6.接種会場・医師情報・納入希望量を登録する